

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令
の一部を改正する政令の概要

1. 改正の趣旨

国内外の化学物質管理を巡る変化に対応するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 39 号）が平成 21 年 5 月に公布された。また、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 4 回締約国会議（平成 21 年 5 月）において、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 P F O S）等の 12 物質を新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定された。

このような動向を踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「令」という。）について、上記 12 物質を第一種特定化学物質に追加する等、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

① 製造・輸入を原則禁止する第一種特定化学物質の指定（令第 1 条）

第一種特定化学物質として、新たに P F O S 又はその塩等の 12 物質を追加指定する。

② 第一種特定化学物質を使用した輸入制限製品の指定（令第 3 条）

輸入を禁止する製品として、今次追加する第一種特定化学物質（該当は P F O S 又はその塩等の 3 物質のみ）が使用されている 14 製品を、追加指定する。

③ 第一種特定化学物質を使用できる用途（令第 3 条の 2）

代替が困難であり、人の健康や動植物の生育等に被害を生ずるおそれがないことから、例外的に第一種特定化学物質の使用を認める用途として、P F O S 又はその塩を使用する 3 用途を指定する。

④ 基準適合義務及び表示義務が課せられる製品の指定（令第 3 条の 3、附則第 3 項）

第一種特定化学物質の例外的な使用による環境汚染を防止するために、基準適合義務及び表示義務が課せられる製品として、③において P F O S 又はその塩の使用を認めた 3 製品を指定する。加えて、附則第 3 項において、過去に P F O S 又はその塩を使用した製品で現在も大量に備置されており、直ちに代替することが困難な 1 製品を指定する。

⑤ 第二種特定化学物質を使用した技術上の指針を公表する製品の指定（令第5条）

現行法において、第二種特定化学物質が使用されている製品の容器等に表示義務を課しているが、今回の法改正により、第二種特定化学物質が使用されている製品の取扱いに係る技術上の指針を主務大臣が公表することになった。これを受けて、技術上の指針を公表する第二種特定化学物質が使用されている製品として、現在表示義務を課している11製品を指定する。

3. スケジュール

閣	議	：平成21年10月27日
公	布	：平成21年10月30日
施	行	：平成22年 4月 1日（上記の①、③及び⑤）
		平成22年 5月 1日（上記の②）
		平成22年10月 1日（上記の④）